

# 働き方改革法、 日常の労務管理にどう活かすか

～よりよい医療の提供は最適な雇用管理から～

オンライン(Zoom)

現地開催

## 今回のテーマ

- 「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付け  
一定着にどう繋げていくか、職員の関心は「休暇の取りやすさ」重視
- 「同一労働同一賃金」パート職員への不合理な待遇差の禁止  
4月から中小企業にも適用  
—大きな役割をはたしているパート職員のやる気を支えるために
- パワーハラスメント対策が事業主の義務に  
—医院ではどんなところで発生しているか、その対策

## \*\*\*講師よりメッセージ\*\*\*

働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行されています。医院の雇用管理に大きな影響を与える改正が続いています。

何よりも大切にしたいのが職員との信頼関係、そのためには、法改正の内容を理解し、当院で働くルールを作り、共通認識し、それをお互いが守ることで。

雇われる側から雇う側になり、開業医の誰もが経験する雇用関係の変化や勤務医時代の労働環境との比較からくる戸惑いもあると思いますが、雇用管理は他人に任せることはできません。

日頃の疑問、悩みを持ち寄ってください。いい仕事をするためには、安定した雇用環境は不可欠です。



講師 桂 好志郎 先生

社会保険労務士

桂労務社会保険総合事務所  
所長（京都市）

『愛媛保険医新聞』にて「医院のための雇用管理」を連載中。

『医院経営と雇用管理』（保団連発行/全体監修）『大阪保険医雑誌・臨時増刊「やる気を引き出す雇用管理」』など、著書も多数。

開催日：7月11日(日)10:00～12:00 **定員**現地:50名・Web100名(会員医療機関限定)

参加方法：Zoom または 現地（会場：コムズ大会議室 松山市三番町6丁目4-20）

対象：会員医療機関の院長、事務長等雇用管理にあたる方 参加費：無料



FAX またはQRコードよりお申込ください FAX→089-989-2711

医院名： \_\_\_\_\_ 代表者氏名： \_\_\_\_\_ 参加人数： \_\_\_\_\_ 人

参加方法： 現地で参加する ・ Zoom で参加する（Zoom 参加の方は QR↑よりお申込ください）

メールアドレス： \_\_\_\_\_

主催 愛媛県保険医協会・愛媛県保険医協同組合 **申込締切日：6月30日**

お問い合わせ TEL 089-989-2511 FAX 089-989-2711 [メール info@ehime-hk.org](mailto:info@ehime-hk.org)

7/11 「働き方改革法、日常の労務管理にどう活かすか

～よりよい医療の提供は最適な雇用管理から～」

----- 事前質問用紙 切り取らずに送信してください -----

医療機関名	TEL <span style="float: right;">FAX</span>
お名前	

今回のテーマに限らず現在労務管理でお困りのことや、  
桂先生への質問があればお書きください